

川西市こども・若者参加条例

解 説 書

第 1 版

令和 7 (2025) 年 8 月

川西市 こども未来部 こども政策課

目 次

解説書について	P3
---------	----

各条文の趣旨・解説	P5
-----------	----

前文

第1条	(目的)
第2条	(定義)
第3条	(基本理念)
第4条	(こども・若者の意見表明権)
第5条	(こども・若者の参加)
第6条	(市の責務)
第7条	(育ち学ぶ施設の役割)
第8条	(保護者の役割)
第9条	(団体の役割)
第10条	(市民等の役割)
第11条	(保護者への支援)
第12条	(こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映)
第13条	(声を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見の聴取及び反映)
第14条	(付属機関等におけるこども・若者の意見の聴取及び反映)
第15条	(人材育成)
第16条	(周知啓発)
第17条	(推進体制)
第18条	(計画への反映及び実施)
第19条	(評価と検証)
第20条	(こども・若者の権利擁護及び救済)

条例の策定経過	P41
---------	-----

資料編

川西市こども・若者参加条例 令和7年3月26日 条例第6号

川西市子ども・若者未来会議条例 平成25年6月26日 条例第18号

解説書について

目的

本解説書は、条例の成り立ちや条文に込められた思い・背景を伝えるとともに、条文が意図する具体的な内容や例示を表わして、こども・若者の権利について理解を深め、様々な場面で実践していただくことを目的としています。

対象

本解説書は、市民の皆さんなどあらゆる方を対象としています。

条例の構成

条例は、前文と全 20 条及び付則で構成されています。

内容的にみると大きく 3 部構成になっています。まず、前文から第 3 条にかけて、こども・若者の権利を保障するうえで基本となる目的や理念について定めています。

次に、第 4 条から第 11 条は、こども・若者の権利の保障に関わる規定を定めており、第 4 条及び第 5 条において、こども・若者の権利としての意見表明と参加について、第 6 条から第 11 条には、市の責務と学校など育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民等の役割を規定するとともに、保護者支援を定めています。

そして、第 12 条から第 20 条にかけて、条例の目的を実現するために市が主体となって推進する事項を規定しています。特に、第 12 条は、市のこども・若者施策へのこども・若者の意見反映に向けて必要な措置について 7 項の規定を定めています。

条例の基本となる規定

前文

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

こども・若者の権利の保障に関わる規定

こども・若者の権利

第 4 条 こども・若者の意見表明権

第 5 条 こども・若者の参加

市の責務とそれぞれの役割

第 6 条 市の責務

第 7 条 育ち学ぶ施設の役割

- 第8条 保護者の役割
- 第9条 団体の役割
- 第10条 市民等の役割
- 第11条 保護者への支援

目的の実現に向け推進する事項に関わる規定

- 第12条 こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映
- 第13条 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見の聴取及び反映
- 第14条 付属機関等におけるこども・若者の意見の聴取及び反映
- 第15条 人材育成
- 第16条 周知啓発
- 第17条 推進体制
- 第18条 計画への反映及び実施
- 第19条 評価と検証
- 第20条 こども・若者の権利擁護及び救済

本解説書は第1版としてまとめたものであり、見直しを行うことを想定しています。

前文

(こども・わか者のメッセージ)

わたしたちこども・わか者は、一人ひとりがさまざまなこせいやのう力を持つ今を生きているそんざいであり、みらいへの大きなかのうせいをひめています。

わたしたちこども・わか者は、どのような理由があってもさべつされず、まわりのおとなからのあいじょうや思いやりの中で安心して毎日をくらすことができ、ゆめやきぼうを持ってせい長し、一人ひとりが思いえがく幸せをかなえることができるけんりを生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明するけんりを持っています。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えを表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしてほしいです。

1つ目 きんちょうするときもあります。意見や考えをきくときには、やさしくあたたかい目を見て、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにきいて、こたえてほしいです。

2つ目 まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに、さい後までしっかりと聞いてほしいです。ちがう意見や考えでも、頭ごなしにひ定しないでほしいです。

3つ目 つたえた意見や考えをむやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしてほしいとつたえたことを他の人に言うときには、きよかをとってほしいです。

4つ目 少数はの意見や考えに対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです。

5つ目 つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。

6つ目 安心して意見や考えをつたえることができるふんい気やかんきょうをつくってほしいです。

わたしたちこども・わか者は、心とからだのじょうたいや育ってきたかんきょう、今おかれているじょうきょうなどにより、自分の意見や考えをうまくつたえることができないときがあります。そんなときは急かさなide、ゆっくりと耳をかたむけ、よりそってください。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えをつたえることは、ときにはゆう気がいりますが、自分のためやだれかのために意見や考えをつたえていきます。

わたしたちこども・わか者は、たがいの意見や考えをそん重し、わたしたちこども・わか者にとってもっともよいことをおとなといっしょに考えていきます。

(市の決意)

川西市は、こども・若者を対等なパートナーとして、こども・若者のみなさんからのメッセージをしっかりと受け止めます。

川西市は、平成10年に全国に先駆けて子どもの人権オンブズパーソン条例を制定し、児童の権利に関する条約の積極的な普及に努めるとともに、一人ひとりのこども・若者の人権を尊重し、確保するための取り組みを進めてきました。

おとなは、すべてのこども・若者が人間として尊ばれる社会を実現するために不断に努めなければなりません。

こども・若者は、発達に応じて、保護され、守られる権利があります。こども・若者は、発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。

川西市は、おとなの考えや意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者一人ひとりが主体として、自らのことについて考え、意見を表明し、対話しながらともに決定することがこども・若者の幸せを実現するという視点に立ち、「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めます。

川西市は、すべてのこども・若者が、社会の一員として、家庭や学校、地域などの場で、自分に関わるあらゆることに気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざして、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の基本的な考え方や解釈の基準となります。

【解説】

条例の検討にあたっては、おとなだけで考えるのではなく、当事者であるこども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な方針のもと、取り組みを進めました（P41以降参照）。こども・若者へのアンケートを実施し、おとなの委員による「（仮称）こども参加条例検討部会」とあわせて、9歳から29歳までのこども・若者を対象とする「こども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名のこども・若者が意見表明や条例についてさまざまな意見を交わしました。その集大成として、こども・若者のメッセージを前文に位置付けています。そして、こども・若者からのメッセージに対する市の決意を述べています。

なお、こうした策定までのプロセスを大切にするために、前文のこども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。

（最善の利益とは）

最善の利益とは、こども・若者にとって最も良いことです。

こども・若者がもつ全ての権利が守られ、身体や心の発達を保障することを目的としています。最善の利益は、そのこども・若者の状況や背景、ニーズを考慮に入れながら決める必要があります。そして、こども・若者自身がどういう生き方を望むのかについて、こども・若者自身の将来を意識して、こども・若者の自己決定を支援していく必要があります。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ☆ まず、こどもの力を信じること。こどもが前を向いて生きようとする、成長しようとする力を信じるのが大切です。こども・若者を信じようというのが大きなキーワードです。
- ☆ おとなが良かれと思って色々なことを決める場合、その意図やメリット・デメリットをこどもに分かるように説明して、こどもが選んで決められるようにしないといけません。
- ☆ おとながまず変わらないといけないですし、覚悟を決めなくてはなりません。
- ☆ 例えば、学校に行っていないなくても、ひきこもり状態であっても、その生活の中で何を感じているのかを汲みとっていくことが求められます。「参加する」「意見を言う」など、何かを「する」「したい」という状態（doing）だけではなく、今ある状態（being）を否定せずを受けとめ、尊重していくということです。意見を表明したり参加するから評価するのではなく、ありのままの状態を受け入れていることを伝えることが大切です。
- ☆ こどもや若者は未来への可能性があるだけでなく、今、既に力を持っており、現在も社会をつくる主体であることをおさえておくことが大事です。

☆「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）

第3条

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

☆「児童福祉法」

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）その他関連する法令等に基づき、全てのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざして、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するため、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等の役割を明らかにするとともに、一人ひとりのこども・若者を真ん中において、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が相互に協力することで、こども・若者が幸せに暮らし、笑顔あふれるこども・若者の成長を通してあらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的とする。

【趣旨】

この条例の目的を定めたもので、各条項の解釈と運用の基本となるものです。

「子どもの権利条約」と「こども基本法」に基づき、こども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざすこと、その実現のためにこども・若者の意見表明と参加の機会を保障します。

こども・若者を真ん中において、各主体が協力し合い、こども・若者の幸せと成長を通して、あらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的としています。

【解説】

平成元（1989）年に国際連合総会で成立した「子どもの権利条約」（日本は平成6（1994）年に批准）は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、一人の人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。世界中のどこで生まれても全てのこどもたちが持っている、生きる権利や成長する権利、意見を表わす権利、参加する権利、遊ぶ権利など様々な権利が定められています。

令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」は、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念とされています。国がめざす「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことです。

条例は、「子どもの権利条約」「こども基本法」等関連する法令に基づき、全てのこども・若者を権利の主体として、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障することを定めています。そのために、こども・若者を真ん中において、市や育ち学ぶ施設、団体、市民等（市内事業所等に通勤・通学する人や事業者などを含みます）が相互に協力して、こども・若者が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めることとしています。こども・若者の笑顔や幸せを実現することで、あらゆる市民が幸せを感じられるまちづくりを実現するという条例を制定するにあたっての基本的方針を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども・・・18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を有すると認められる者をいう。
- (2) 若者・・・18歳から29歳までの全ての者その他これらの者と等しく権利を有すると認められる者をいう。
- (3) こども・若者・・・こども及び若者をいう。
- (4) 意見・・・要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語又は表情、身振りその他これらに類する言語によらない伝達手段により表現されたものをいう。
- (5) 参加・・・自らに関係するあらゆる事柄について、その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明等の活動に主体的に関与することをいう。
- (6) 意見表明・参加の機会・・・意見を表明する機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会をいう。
- (7) 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者・・・年齢、心身の発達状況、生活環境、社会環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。
- (8) 市・・・市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (9) 育ち学ぶ施設・・・地域子育て支援拠点（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する地域子育て支援拠点事業を行う拠点をいう。）、保育所（同法に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。）、児童発達支援事業所（児童福祉法に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）、学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及びその他の学校をいう。）、留守家庭児童育成クラブ（児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所をいう。）、放課後等デイサービス事業所（同法に規定する放課後等デイサービス事業を行う事業所をいう。）等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。
- (10) 保護者・・・こども又は若者を現に養育する親その他親に代わりこども又は若者を現に養育する者をいう。
- (11) 団体・・・共通の目的のために構成された組織であって、市民等が構成員として加わり活動するもの（専ら営利を目的とするものを除く。）をいう。
- (12) 市民等・・・市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で事業を営む者をいう。
- (13) こども・若者施策・・・こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策及びこども・若者の生活に影響を与える施策をいう。

【趣旨】

本条は、条例で用いる用語の意義を定めたものです。

【解説】

(1) こども

現在の日本では、年少者や若年者を表わす法令上統一した用語及び定義がなく、こども基本法では「こども」とは「心身の発達の過程にある者」をいい、各法令では、「子ども」や「児童」「青少年」といった用語が使われており、その定義や対象年齢は様々です。こども基本法における定義の趣旨である年齢で必要な支援がとぎれないことを踏まえた上で、条例では、概ね18歳という年齢を示しています。また、「こども」の年齢を「18歳未満の全ての者」とした場合、例えば同じ高校生であってもこどもと若者が混在するなどの理由から、概ね18歳という定義にしています。

(2) 若者

若者の定義についても、さまざまな事情や困難を有するなどの理由により、明確に年齢のみで区切ることが適切でない場合が想定されるため、「18歳から29歳までの全ての者その他これらの者と等しく権利を有すると認められる者」と定義しています。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ☆ 40歳代でひきこもりの方もいます。ひきこもりの経験を50歳代、60歳代になって、はじめて話せるようになる方もいます。年齢だけで区切ってしまわないようにすることが大切です。

(4) 意見

意見とは、論理的に整理された考えだけを指すのではなく、より広い気持ちや考えを指しています。

こどもの権利条約では、第12条において「自由に自己の意見を表明する権利 (the right to express those views freely)」を定めています。その「意見」は、原文(英語)では「view(s)」であり、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされています。

(5) 参加

こども・若者が個人または集団で、直接的または間接的に自分たちに関係するあらゆる事柄に、十分な情報を得た上で、意見表明する機会に自ら関わることを「参加」としています。

第5号「主体的」という文言に関する「(仮称)こども参加条例検討部会」の議論

- ◇ 意見を積極的に出せない、主体的には参加できないこども・若者がいるなかで、「参加」の定義を「主体的に関与する」とすることに対して少し引っかかりを感じました。
- ◇ 「主体的」は使い方や解釈を十分注意する必要がありますが、何よりも、無理やり言われる、参加させられるということを懸念します。意見を言いたい気持ちがない場合は、主体的な参加になるよう意欲を喚起したり、環境の設定に努める必要があります。こどもへの働きかけや、やり取りのなかで最終的に本人が参加するのかわからないのかを決定することができるという意図を表現するために「主体的」という文言はあったほうがよいと考えます。
- ◇ 日本では、子どもの権利条約を批准しながらも、能動的権利よりも受動的権利に重きがおかれてきました。ようやく、主体的に自ら発信する、参加することの大切さが認められるようになってきたところです。こども基本法でも重要なポイントであり、こどもの権利の観点から日本の状況を考えたときに重要な意味を持つ言葉だと考えます。

(7) 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者

声を聴かれにくい状況について、次のような例が考えられます。ただし、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者が直面している課題は複合的であるため、声を聴かれにくいポイントは複数ある場合があること、以下に記載しているこども・若者の例は一部であり、該当するこども・若者を網羅できているわけではないことに留意が必要です。

(声を聴かれにくい状況の例)

- ・ 年齢及び発達段階に応じて、思いや願いが多様な形で表れ、受けとめる側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児期のこども
- ・ 障がい児や医療的ケア児、外国にルーツを持つこども・若者など、意思表示の手法の選択肢が限られていることから、受けとめる側も聴くための工夫が特に必要なこども・若者
- ・ 不登校のこどもや、中退した若者、経済的に困難な家庭のこども・若者、ヤングケアラーなど学校、地域、生活の場などを通じて情報や参加する機会をつくるのが困難なこども・若者
- ・ いじめを受ける、または受けたことがあるこども・若者、虐待を受ける、または受けたことがあるこども・若者、性的マイノリティのこども・若者、社会的養護経験者など、意見を言うことが安全・安心でないなど、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要なこども・若者

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ◇ 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者には、経済的困窮など生活環境もありますし、ジェンダーやセクシュアリティといった社会全体の環境が要因になっている場合があることに留意が必要です。

(8) 市

「市」の定義には、小学校・中学校・特別支援学校は、こども基本法の運用に準じて含まないものとしています。ただし、市立幼稚園・こども園・保育所、市直営の留守家庭児童育成クラブは市教育委員会に含みます。消防長は、市の執行機関（地方自治法 180 条の 5）ではなく、消防組織法上の機関（同法 12 条、17 条）ですが、消防にも本条例の効力を及ぼすということで消防長も列挙しています。上下水道事業管理者は、こども基本法の運用に準じて、地方公営企業は含まないものとし、市議会は、執行機関ではないことから含まないものとしています。

(9) 育ち学ぶ施設

育ち学ぶ施設は、こども・若者の育つ権利や学ぶ権利の保障に努めている施設であり、こどもや若者の利用を主な目的として設置される施設としています。そのほかに民間のフリースクールなどが含まれます。

施設	根拠法令	施設の状況
地域子育て支援拠点	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	市が運営 4、民間が運営 9、計 13 施設
保育所	児童福祉法第 39 条	市立 4、私立 12、計 16 施設
幼稚園	学校教育法第 1 条	市立 3、私立 5、計 8 施設
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項	市立 4、私立 9、計 13 施設
児童発達支援事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項	民間 26（さくら園 1 含む）（令和 5 年 5 月末）
学校	学校教育法第 1 条	市立 小学校 16、中学校 7、特別支援学校 1 県立 特別支援学校 1 県立 高等学校
留守家庭児童育成クラブ	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項	市立 17 施設（小学校 16、特別支援学校 1） 民間 7 施設
放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項	民間 36（令和 5 年 5 月末）
小規模保育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項	民間 10 施設
認可外保育施設	児童福祉法第 59 条の 2	企業主導型保育事業所 11 施設 地域保育園 2 施設
児童館	児童福祉法第 40 条	市の直営 2 施設

※施設の状況は令和 6 年 4 月 1 日現在

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 育ち学ぶ施設は、こどもや若者が利用することを主目的とする施設としていますが、公民館や図書館、文化・スポーツ施設などの公共施設は、日常的にこどもや若者が利用しています。育ち学ぶ施設以外の公共施設は、市が設置する施設に位置付けられており、市の責務として、施設の運営等に当ってはこどもや若者の意見を積極的に取り入れることが求められます。
- ✧ 18歳以上の若者は、大学などに行く人、働く人など状況は様々です。その一つに、就労支援機関や学習支援機関があることを認識しておく必要があります。

(10) 保護者

現に養育する親とは、父親、母親、養育里親を含みます。親に代わり養育する者とは、祖父母など父母による養育がない状態にある場合の養育者をいいます。

(11) 団体

自治会、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなどです。

(12) 市民等

市内に居住する人、市内の事業所などで働いている人、市内にある育ち学ぶ施設に通っている人、市内で事業活動する個人事業主や会社組織が含まれます。市民等には、こども・若者も含まれます。

(13) こども・若者施策

こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策として、母子保健、子育て支援、就学前教育保育施設、義務教育、児童虐待防止、若者支援などが考えられます。

こども・若者の生活に影響を与える施策として、公民館等での社会教育、仕事と子育てを両立できる雇用環境などが考えられます。

こども基本法 Q&A

Q. 「こども施策」とは何ですか？

A. こども基本法における「こども施策」は、①こどもに関する施策 ②一体的に講ずべき施策からなります。

①こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策です。

②一体的に講ずべき施策とは、こどもや子育て家庭に関係する施策で、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。例えば、国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供、若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援などの施策です。

（「こども基本法の施行について」令和5年4月1日こども家庭庁長官通知）

こども基本法 Q&A

Q. 各学校はこども基本法第11条に基づいて校則の見直しを行う必要がありますか？

A. 法第11条（P18 参照）は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではありませんが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。例えば、児童会・生徒会や保護者会をいった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行って行くことが必要です。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

（「こども基本法に関するQ&A 第1版 令和5年4月版」）

(基本理念)

第3条 こども・若者の意見表明・参加の機会を実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全てのこども・若者は、生まれながらに人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利を保障され、思想、人種、国籍、障害の有無、性、家庭環境等いかなる理由においても差別されず、その基本的人権が保障されること。
- (2) 全てのこども・若者は、虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ、安全に安心して生きる権利・育つ権利を保障され、愛情をもって育まれ、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じた生活が保障され、並びに教育を受ける機会、休息する機会、遊ぶ機会、スポーツ、芸術、自然等の多彩な活動に参加する機会が等しく確保され、健やかに成長し、発達する環境が保障されること。
- (3) 全てのこども・若者は、生まれながらに意見表明の権利主体であり、多様な人格をもった一人の人間として尊重され、自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、その意見はこども・若者の最善の利益を実現する観点から尊重されること。
- (4) こども・若者に関することが決められ、行われるときは、こども・若者の立場から、こども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先されること。

【趣旨】

こども・若者の意見表明・参加の機会を実現するための基本理念を定めたものです。

本条は、条例全体の基本となる「こどもの基本的人権の尊重」の意義を明らかにするものであり、第1条の目的とともに、この条例の解釈と運用の指針とすべき基本理念を定めています。

【解説】

子どもの権利条約のいわゆる4つの原則にもとづく、こども・若者が生まれながらにもつ権利を定めています。

第1項で差別の禁止、第2項で生命、生存と発達に対する権利の保障、第3項でこども・若者の意見の尊重、第4項でこども・若者の最善の利益の優先を明らかにしています。最善の利益の優先とは、こども・若者に関係のあることが決められ、行われるときには、こども・若者に最もよいことは何かを第一に考えることです。

これらの権利は、全てのこども・若者が生まれながらにもつ人権であり、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取りあげられるものでもありません。

(こども・若者の意見表明権)

第4条 こども・若者は、自分の意見を自由に表明し、その意見を聴かれ、かつ、その意見が尊重される権利を有する。

2 こども・若者は、意見を表明するための前提となる情報提供を受ける権利を有する。

3 こども・若者は、自分の意見の表明を強要されず、表明したことによる不当な不利益を受けない。

【趣旨】

こども・若者の意見表明権について規定しています。

【解説】

こども・若者は、自分に関係あることについて自由に自分の意見を表わす権利をもっており、その意見は、こども・若者の発達に応じて、十分考慮されなくてはならないことを定めています。

第2項は、こども・若者が自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利を持っており、意見を表明するために必要な情報が提供されることを定めています。

第3項は、意見表明は、こども・若者自らの意思により行われるもので、強要されたり、表明したことで不当に嫌な思いをしたり傷つけられることがないことを規定しています。

本条例では、「その意見を聴かれ」という行為の対象を、他人に表明する意思（言語、表情、身振り、言語によらない伝達手段）としています。こども・若者が発する言語を直接耳で聴く、文書やメールで提出された意見を聴く、代弁者から言語や文書として聴く、表情・身振り・指さしから読み取る意思を聴くなど本人の意思をくみ取れるような手段全てをさすと解釈しています。

また、国連子どもの権利委員会において、子どもの権利条約第12条の「意見を聴かれる子どもの権利」とは、「子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかを子どもたちが学びうる、継続的プロセスを指すものとして発展し、広く用いられるようになったもの」と説明しています。（国連子どもの権利委員会一般的意見12号）

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ☆ 意見表明できるのは「言語で意思が表明できる年齢になってから」ではありません。誕生したその時に権利があるということをおとなもこどもも認識しておくことが大切です。
- ☆ 「意見がない」「伝えたい考えがない」という若者が多いというデータがありますが、意見を形成していくプロセス自体を支援する必要があります。
- ☆ 他市から引越ししてきたこどもや別の校区のこどもの意見を知ることで、意見が出てくることもあります。意見形成の支援には、こども・若者自身の当たり前を揺らがせる新しい情報を提供することが有効です。自分の生活を相対化するような情報が提供されることで、意見形成が進むことがあります。

(こども・若者の参加)

第5条 こども・若者は、まちづくり及び多様な社会的活動に参加することができる。

【趣旨】

こども・若者の参加について定めています。本条例では、参加とは「自らに関係するあらゆる事柄について、その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明等の活動に主体的に関与すること」と定義しています。

【解説】

本条例では、こども・若者が個人または集団で、直接的または間接的に自分たちに関係するあらゆる事柄に、十分な情報を得た上で、意見表明する機会に自ら関わることを「参加」と解釈しています。すなわち、こども・若者が、意見を表明する機会をもち、その意見を真剣に受けとめられ、意思決定に影響を与える機会をもつことであり、こども・若者の参加と意見表明権（第4条）、意見を聴かれる権利（第3条第3項）は切り離せない関係にあります。

なお、子どもの権利条約では、参加の概念に、表現の自由、思想・良心の自由、信教の自由、情報アクセスの自由などの権利が含まれています。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するため、育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民等、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。

【趣旨】

本条例の目的を実現するための市の責務について規定しています。

【解説】

市は、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するために、育ち学ぶ施設などと連携して、条例で規定する取り組みを進めます。具体的には、第12条から第20条の、人材育成、周知啓発、推進体制の整備、計画への反映及び実施、評価と検証、こども・若者の権利擁護及び救済などの施策を具体化して推進します。

条例の目的を実現するためには、こども・若者が日々生活している家庭や地域などの場における権利を保障していくことが重要です。そのために、市は、子どもの権利条約、こども基本法で規定されているこども・若者の権利について広く市民等に共有し、条例が家庭や地域などこども・若者が生活するあらゆる場で活かされることをめざして、各主体と連携していく責務があります。

こども基本法 第11条

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な施策を講じるものとする。」

支援者の声

条例の制定にあたり、「声を聴かれにくい状況にあるこども・若者」と日常的に接する機会のある施設や団体の先生や相談員など支援者の方にアンケートとヒアリングを行いました。解説書では、吹き出しに支援者の意見の一部を掲載しています。

「市は、必要に応じて他機関と連携を取り、こども・若者が安心して過ごせる場所を増やすこと」
「制度や前例だけではなく、そのこども・若者にとっての必要性や可能性を関係機関がしっかりと考える連携と関係性が大切」

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の健やかな成長に重要な役割を有することに鑑み、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、その機会を重んじて業務に当たるものとする。

2 育ち学ぶ施設は、市、保護者、団体及び市民等と協力し、こども・若者にその意見表明・参加の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者のまちづくり及び多様な社会的活動への参加を支援するものとする。

【趣旨】

育ち学ぶ施設の役割を規定しています。

【解説】

育ち学ぶ施設で働く人は、こども・若者に深く関わる存在です。職員等が理解を深め、業務に当たるために、学校園所などで既に取り組んでいるこどもの権利に関する学びを継続することや、各施設において職員等の研修を行うなど、積極的な取り組みが求められます。

同時に、育ち学ぶ施設には、各施設の取り組みとして、保護者や地域団体と協力して、こどもの権利や意見表明・参加の機会について学ぶ機会をもつなど、こども・若者のまちづくりや地域活動などへの参加をサポートすることが期待されます。

なお、文部科学省は、こども基本法・子どもの権利条約を「第4期教育振興基本計画」「生徒指導提要」において位置付けています。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ◇ 育ち学ぶ施設には、各施設の様々な取り組みをモデルとして普及していく役割を期待します。そのなかには、声の聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見の聴き方、工夫もあると思います。
- ◇ 学校園所等の先生などこども・若者に関わる方は、思いを聴き取るために、どのようにアプローチしていくか問題意識を持って取り組んでおられます。支援者ヒアリングやアンケートから、育ち学ぶ施設が果たす役割の大きさを認識されていることが分かります。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めるものとする。

【趣旨】

保護者の役割について規定しています。本条は、第11条で規定する保護者への支援と関連しています。

【解説】

保護者は子育てに大きな役割を担うことから、こども・若者が幸せに暮らすことができる社会を実現するためには、保護者が子育ての悩みや困りごとを相談したり、交流できる場があるなど、保護者が孤立しないようにすることが大切です。保護者が、こども・若者の意見表明・参加について理解を深め、こども・若者の意見表明や参加の機会を保障することとあわせて、子育てを社会全体で応援するという環境づくりを進めます。

こども基本法 第3条第5号

「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的な責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。」

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ◇ 「保護者はこうあるべき」と伝えるのではなく、それぞれの保護者の状況に寄り添った伝え方をすることが大事です。

(団体の役割)

第9条 団体は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者が関わる活動又は事業に携わるときは、こども・若者から十分にその意見を聴取し、こども・若者の積極的な参加を促すよう努めるものとする。

【趣旨】

自治会、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなどの団体の役割を規定しています。

【解説】

こども・若者が生活を営む身近な地域において、こども・若者の意見表明や参加が促進されるためには、自治会やコミュニティをはじめとする地域団体の役割が重要です。地域という地理的な括りだけでなく、目的を同じくする活動団体、グループなども含みます。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ☆ 福祉の分野やまちづくりの観点で、地域が担う役割というのがあります。保護者がしんどい状況になったときに孤立を防ぐため、近隣・地域の担う役割は大きいです。地域の関係性が希薄になっているからこそ、地域での支え合いを重要視していく必要があります。

「外に出られないこども・若者が地域で少しずつつながっていくこともできる。気持ちを言わないのではなく、言えないこともある。自分でも何に困っているか分からない場合もある。言語化できなくても地域での関わりの中で少しずつ気持ちを表わしていくことがある」

(市民等の役割)

第10条 市民等は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こども・若者の年齢、成長等の状況に応じて、意見表明・参加の機会を保障するよう努めるものとする。

【趣旨】

市内に居住する人、市内の事業所などで働いている人、市内にある育ち学ぶ施設に通っている人、市内で事業活動する個人事業主や会社組織などの市民、事業者の役割を規定しています。

【解説】

川西市で生活する住民は、家庭や地域生活において、こども・若者の意見表明・参加の機会の保障に努めることとしています。市内事業所などで働く人や個人事業主は、例えば、企業等の社会貢献活動などにおいて、こども・若者の意見表明・参加の機会の保障に努めることを規定しています。

(保護者への支援)

第11条 市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、保護者がこども・若者の権利の実現において果たす役割の重要性に鑑み、その役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するよう努めるものとする。

【趣旨】

第8条で保護者の役割を規定すると同時に、本条では保護者への支援について規定しています。

【解説】

市は、保護者の子育てにおける負担を軽減するため、子育て相談、保育サービス、児童手当など多様な施策による子育て支援サービスを提供します。保護者が身近で気軽に相談できる体制を整え、寄り添ったサポートを行うことで、保護者の子育てを支援します。こどもたちを社会全体で育むためには、あらゆる市民等がこどもと保護者の子育てを応援することが大切です。

育ち学ぶ施設は、こども・若者の育ちや学びを支える施設であり、こども・若者の生活の基盤である保護者や家庭に対する支援も重要な意味をもちます。そのため、保護者を支援することが、保護者自身の困りごとや課題への対応だけでなく、こども・若者の最善の利益を守ることにつながると考えられます。

団体や市民が行う保護者支援としては、例えば、民生委員・児童委員、主任児童委員による子育て相談や親子で集える場づくりなどの子育て支援、一時保育など子育てにかかるボランティア活動、こども食堂やこどもの居場所づくり活動などの充実を市と連携しながら取り組むことなどがあげられます。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 法律では、保護者が第一義責任を負うことになっていて、そのとおりなのですが、こどもの声を聴くことができない保護者には、保護者自身のしんどさがあります。保護者が抱える課題や生きづらさに対して、支援をすることがとても大切です。
- ✧ 「おとなが忙しそうなので、話す気になれない」という意見から、おとながゆとりをもてる環境づくりの必要性を感じます。

「子育てをする保護者が孤独にならないように、保護者にやさしい子育て環境を整えることが大切」

「保護者の声をしっかりと聴くことも大切。保護者が意見や要望を言いやすい専門の窓口を一本化し周知することや、保護者の意見や要望に対して適切に動ける専門性の高い職員が求められる」

(こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映)

第12条 市は、こども・若者施策を策定、実施及び評価するときは、施策の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取するものとし、こども・若者から聴取した意見（以下「こども・若者からの施策意見」という。）を、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策へ反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、こども・若者に対し、こども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができる機会を保障するものとする。この場合において、当該情報に用いる表現については、こども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、できる限り平易かつ簡明な表現を用いるものとする。

3 市は、こども・若者からの施策意見を施策へ反映させるよう努めるものとする。

4 市は、こども・若者からの施策意見の施策への反映状況をこども・若者に説明するものとする。この場合において、施策への反映状況についての説明の内容は、できる限り平易かつ簡明にするものとする。

5 市は、こども・若者が安心して意見を表明できるよう環境の整備に努めるものとする。

6 市は、育ち学ぶ施設その他こども・若者が利用する施設等を訪問する等の適宜の方法により、こども・若者からその意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

7 市は、こども・若者からの意見を随時聴取する窓口を明確に示して周知するものとする。

【趣旨】

第12条では、市が実施するこども・若者の意見反映プロセスの各段階における取り組みを規定しています。

第4条及び第5条で規定するこども・若者の意見表明権と参加の機会を市の施策を計画、実施、評価する際に保障していこうとするものです。

【解説】

〔第1項〕市の施策への反映

こども・若者の意見を聴き、反映するには、①企画する ②事前準備を行う ③意見を聴いて受けとめる ④政策に反映する ⑤どのように反映されたかをフィードバックする という5段階があります。

こども・若者施策には、こども基本法が規定するこども施策を基本に、幅広い部署の施策が、

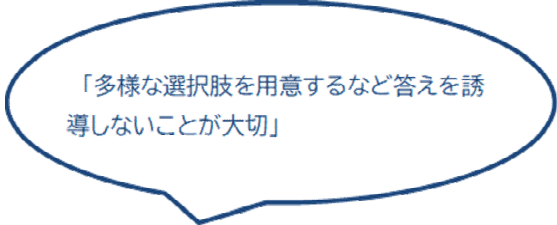
こども・若者が当事者になり得ると考えられます。例えば、こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館などの居場所など、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、事業などです。

こども基本法 Q&A

Q. どの年齢のこども・若者に意見を聴けばいいですか？

A. こども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象年齢が決まっている場合は、その対象年齢のこども・若者が当事者として意見を聴かれる対象になり得ます。ただし、該当する世代以外のこども・若者にも対象を広げて聴くことが有効な場合もあり、その施策の内容や目的によって検討し判断することが重要です。なお、「意見を言えるのは中高生以上だろう」等、年齢による先入観は持たないようにしましょう。こども基本法は、全てのこども・若者が、その年齢及び発達程度に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保することとしています。令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートでは、乳幼児期のこどもから意見を聴いている例があります。こどもによってはおとなが想定する熟度の意見を言うとは限りませんし、それを求めるべきではありません。意見を聴く側のおとなは、こども・若者が意見を形成することを支え、聴いた意見は年齢及び発達程度にしたがって、相応に考慮します。幅広い年代のこども・若者を対象に聴く時は、年齢及び発達程度に応じて話しやすいテーマ選びや問いかけ方を変えることや、施策に反映するために出てきた意見を「翻訳」する（本質的なニーズをくみ取る）ことが必要になります。

（「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」 こども家庭庁）



「多様な選択肢を用意するなど答えを誘導しないことが大切」

〔第2項〕事前の情報提供

第4条2項「こども・若者は、意見を表明するための前提となる情報提供を受ける権利を有する。」を具現化したものです。

こども・若者に分かりやすい資料を用意し、事前に情報提供を行ったり、学習機会を確保したりすることが、こども・若者の意見形成をするうえで重要です。市の政策は、こども・若者にとって抽象的なテーマになりがちです。こども・若者の生活や困りごとと政策がどう関係するのか、やさしい言葉を用いたり、イラストを使用する、図解するなど分かりやすく伝える工夫をする必要があります。

乳幼児を対象にした資料は、文字よりも写真や絵を使って、意見をもらったことによる変化を見せる等の工夫が考えられます。

やさしい版資料に限らず、基本の資料自体をなるべく行政用語等を使わず、誰にとっても分かりやすいものとする中で、中学生以上の年代はおとなと共通の資料を使うことができます。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 市が、あるテーマで意見反映を求める場合は、こども・若者とどう関係があるのか、という話をする場をどのようにつくっていくかが大切になります。
- ✧ 意見や考えは、普段の雑談から出てくることがあり「最近、こんなことで困っている」といった日常的なやり取りから、意見表明や参加につながることに留意が必要です。
- ✧ 意見反映は、意見を聴く、反映する、フィードバックする、といった一方通行だけでなく、やりとりが行き来することに注目することも大切です。

〔第3項〕意見の反映

意見の反映は、こども・若者の声を真摯に受けとめて、こども・若者にとって何が最もよいことかを考えることから始めます。形式的な意見聴取は「意見を言っても無駄だった」というこども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければなりません。こども・若者が、意見がしっかり受けとめられた、自分たちの意見でより良い変化が生まれたと感じることができれば、政策がより良くなるだけでなく、こども・若者の自己肯定感や自己有用感※を高めることにつながります。

また、意見の反映方法は様々です。意見を聴き共有するだけで終わらせるのではなく、計画や施策に反映し、文章等を公開することのほか、こども・若者が直接、施設運営や施策決定に関わるという反映方法があります。反映にあたっては、事業の改善に意見を反映することや、審議会や委員会等の資料とするほか、指針・答申への反映、広報物等の資料の改善等がこども・若者の意見の反映方法として考えられます。

※自己有用感…他者との関係の中で自分の存在を肯定的に捉えることで育むことができる自己肯定的な評価

こども基本法 Q&A

Q. 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A. こども・若者に意見を聴くことは、こども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要がありますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また意見を表明したこども・若者の年齢及び発達程度に応じて、出された意見を正當に考慮することです。それは、こども・若者にとって一番良いことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくることです。

（「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」こども家庭庁）

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 意見が反映されなかったとしても、きちんと受けとめられたことが感じられるようなリアクションがあると、自分の意見が伝わっていると思えるという調査結果もあります。

〔第4項〕フィードバック

政策への反映の検討プロセスや反映結果を適切なタイミング・方法で、こども・若者に分かりやすくフィードバックします。フィードバックは、意見を表明した人への誠実な説明の観点からも、こども・若者に学びの機会をつくることや自己有用感を向上する観点からも重要です。自分の意見がどのように検討され、社会に影響を与えたかを知ること、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へとつながります。

なお、フィードバックの方法については、資料で結果のみ伝える方法のみならず、意見を聴いたこども・若者に資料とともに、意見を聴いた担当者や関係者が何に気づいたり学んだりしたのか、こども・若者の意見によってどのような変容が起こったのかというプロセスを示すことも重要です。

意見を取り入れるかどうかの考え方（判断基準）を示したうえで、寄せられた主な意見、反映結果、反映されない場合の理由を整理し、意見を聴いたこども・若者に直接あるいは紹介者経由で伝えます。その際は、意見を聴いたこども・若者にしっかりと届くように工夫することが大切です。訪問してフィードバックする場を設ける方法や、パブリックコメントと同様に検討結果をまとめてホームページで公表し、そのページの連絡をフィードバックとしている方法もあります。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 市の施策や計画に、意見全てを反映することは難しいですし、意見を間接的に反映することもあるため、どのように反映されたのか分かりにくいことが多いです。フィードバックは、「この意見に対して、このような議論を経た結果、この回答になりました」といった検討過程を開示することが大事です。
- ✧ 市の施策や計画に反映されなくても、意見を聴いた担当職員の考え方に与えた影響が次の仕事に活かされることもあります。そのようなメッセージを伝えることで、意見を聴こうとする姿勢を感じてもらえます。
- ✧ 自分の意見だけではなく、他の人の意見を知り、自分の意見を相対化することで、回答に対する納得感が得られます。
- ✧ 意見が反映されるまでに時間がかかることもあります。その場合にも、すぐに反映はされなかったけれども、市はこうに考えた、といったことを伝えて、何らかの影響を与えた実感してもらえるようにすることが有効です。

〔第5項〕環境整備

こども・若者が安心して意見を表わすには、何のために意見が聴かれ、聴いた意見が何に反映され、自分の意見はどう扱われるのか、匿名なのか公表されるのか、秘密にして欲しいことは守られるのかななどを事前に説明しておくことが重要です。

こども・若者の年齢や状況によって、配慮すべきことや主催者が知っておくべきことがないかを、参加するこども・若者自身や学校園所、支援者などに事前に確認するなど、こども・若者が安心して参加できる場づくりの準備が必要です。

どのような意見も尊重されることやお互いの意見を大切にするとといった意見を聴く場に参加するおとなにも、こども・若者にも守ってほしいことを記載した「グラウンドルール」を決めます。

こども・若者による条例検討部会のあんしんルール〈グラウンドルール〉

1. ひとりが話しているときは、ほかの人は、話を聴こう
2. 自分とちがう考えや意見を否定しない
3. ヒミツをまもろう
4. 言いたくないことは言わなくていい

その他のグラウンドルール例

- ・ 年齢に関係なく、だれもが等しく話し合いに参加します。一人一人の考えを大切にします
- ・ 否定したり、さえぎったりしないようにしよう
- ・ 思ったことや考え方ことはまとまっていなくても言ってみて OK
- ・ 何を話しても間違いではない
- ・ 誰かが話をしている時に発言しない
- ・ 話したくないこと、個人的なことは、話さなくてだいじょうぶ
- ・ ここで聞いたことはここだけの秘密にする

意見を聴く手法は、こども・若者がそれぞれにとって意見を表明しやすい手法を選べるよう、意見表明の方法や場、支援者の同席の要否などについて、こども・若者がおかれた状況や希望に応じて様々な選択肢を用意する必要があります。

例えば、対面、オンライン、WEBや紙によるアンケート、SNSを活用したチャット、電話、手紙や意見箱などの方法があります。それぞれに得られやすいメリット、生じやすいデメリットがあるため、意見を聴く目的や対象とするこども・若者にあわせて手法を選択します。

年齢及び発達 の程度に応じた対応として、問いかけ方を変えるという方法があります。例えば、まちのビジョンづくりがテーマの場合、低年齢のこどもへは「自分のまちで好きなところは？」「どうしたらまちはもっと素敵になると思う？」等、やさしい言葉を使い、自分を主語に気持ちや考えを答えられるような問いかけ、高校生以上へは「現在のまちは暮らしやすいか、課題は何か」、「おとなになっても住み続けるには何が必要か」等、現在と将来を見据えた具体的な課題やニーズを問いかける等の工夫が考えられます。

また、ワークショップやインタビューの手法で意見を聴く場合などには、いったん表明した意見を取りやめることができることを伝えておく必要があります。その場では表明できなかったことや、あとから表明したいことが出てきたときに伝える窓口とその意見の取扱いについてあらかじめ伝えておくことも、安心して参加できる場づくりにつながります。

こども・若者による意見表明の条例検討部会の報告から

いけん いい
意見を言いやすいとき、言いにくいときはどんなとき？

いけん い い
意見を言いやすいとき

ひてい はんたい
否定や反対されないとき

がっこう
学校

しょうにんすう
少人数のとき

したしいゆうじん
親しい友人

なん はなし
こういう何でも話してもいいような場

きょうかん
共感してくれるとき

ねんれい ちかいひと
年齢の近い人がいるとき

いけん い い
意見を言いにくいとき

むごん
みんなが無言のとき

きんちょう はすかしいと
緊張したり恥ずかしいと

ひてい さんどう
否定されたり賛同してもらえないとき

えらいひと めうえい ひと
偉い人や目上の人

おこら
怒られているとき

いけん い
意見を言いにくいとき

たいせつ
大切にしてほしいこと

・むずかしいテーマのとき

・話を途中でとめられるとき

・ひみつが守られないとき

・自分の意見に自信がないとき

・自分の意見が明らかにみんな

とは違うとき

・味方がいなくて怖いと思うとき

・テーマを分かりやすくしたり、間違っても
良い雰囲気にしてほしい

・話は最後までゆっくりきいてほしい

・話したことをむやみに人に言わないでほ

しい
・自分の意見を1つの意見として受けとめて
ほしい

・少数の意見もしっかりときいてほしい

「声や態度など緊張させないよう優しく対応し、丁寧な姿勢で向き合うこと」
「言っても言わなくても、その人の意思が尊重される場づくりが大切」

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ☆ LINE のオープンチャットや ZOOM などデジタルの可能性を引き出しつつ、アナログとデジタルをどのようにミックスさせるか、相互に補完し合う仕組みをつくる必要があります。
- ☆ 匿名で簡単に意見が表明できる機会には良い面がたくさんありますが、同時に、意見表明には責任も伴い、何を言ってもよいわけではない、ということをしっかりと議論する機会を持つことも大切です。
- ☆ 行政計画など難しいテーマは、こども・若者にとって身近な例に結び付けて説明するなど企画する側の工夫が必要です。

〔第6項〕施設の訪問等

こども・若者にとって少しでも馴染みがある場所を利用することが大切です。特に、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見を聴く場合には、支援者やこども・若者が普段利用している施設と連携することが重要です。例えば、学校、校内サポートルーム、学びのスペースオリア、こども食堂・学習支援などの居場所、日本語教室などが考えられます。直接会って意見を聴くことが困難な場合、オンラインによる面談など、こども・若者が意見を表わしやすい媒体を利用することを検討します。

「学校や児童館、子ども食堂などこどもが生活する場所へ出向き、姿を見たり、話したりすることが大切」
「市職員が学校へ出向いて、こどもたちと関わったり、先生の話をしっかり聴くこと」

「グループだと他の人の意見や話の流れで本心を言えない場合もある。こども・若者の性格や聴く内容など場面に応じて手法を変える必要がある」

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 障害福祉や高齢福祉の分野で、意思形成支援、意思の汲みとり方のノウハウの蓄積がたくさんあるので、それをこども・若者の分野でも活用することが可能です。
- ✧ アンケートなどで調査の意図が伝わりにくい場合、保護者や支援者が質問の意図を説明するなど丁寧なサポートをうながすことも必要です。
- ✧ 色々な場にアプローチすることを「アウトリーチ」と表現されることがありますが、アウトリーチは訪問だけではありません。情報を確実に届けることや情報をキャッチアップできるところにあらかじめ提示しておくこともアウトリーチに含まれることに留意が必要です。

〔第7項〕 随時聴取

市が聴きたいテーマについてのみ聴くのではなく、こども・若者が意見を言いたいテーマで自由に意見を表明することができる機会を保障しようとするものです。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ こどもや若者が、勝手に決めてほしくないことはたくさんあります。こども・若者に意見を聴くときには、市が決めたテーマだけではなく、こどもや若者が言いたいこと、おかしいと思っていることなどをキャッチするルートをつくる必要があります。
- ✧ こどもや若者は、意見があってもどこに伝えたらよいのかわからないという問題が常にあるので、ワンストップで受けとめて、そこから関係各課につないでいく必要があります。
- ✧ 保護者や学校の先生などが、意見を言う場所や窓口ナビゲーションする仕組みが有効です。
- ✧ 市が施策を策定、実施、評価するとき以外でも、こどもや若者が自分たちに関することに意見を自由に表明する機会を保障するために、それを受け付ける窓口をわかりやすく知らせることが大切です。

こども・若者による意見表明の条例検討部会の報告から

「市役所が何をしているかわからない」、「そもそも市役所というものが頭^{あたま}にない」など、市役所はこども・若者にとって身近な場所とはかけ離れているものということが、各グループでの意見交換で浮き彫りとなりました。

参加者からは「私たちが市役所に行くのではなく、市役所の人^{ひと}が学校に来るなどしてくれれば身近に感じるのではないか」、「広報誌のデザインをカラフルにするなどしてこどもや若者が読みやすくしてはどうか」、「アプリやSNSをうまく使^{つか}ってPRしたらみんな見るんじゃないか」などいろいろな意見^{いけん}が出ました。

(こども・若者ミライNEWS Vol. 3)

「市役所にどのような部署があって、こども・若者に関するどんな事業を実施しているのか、こども・若者には十分に伝わっていない。こども・若者がどこに意見を言えば良いのか分らない。」

(声を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見の聴取及び反映)

第13条 市は、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者について、その意思をくみ取り、かつ、必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

声を聴かれにくい状況にある、こどもや若者の意見聴取と反映について市が取り組む支援について規定しています。

【解説】

こども・若者の声が聴かれ、政策に反映されるためには、社会の仕組み・ルール、政策課題について知る機会があること、意見を伝えやすい相手が身近に存在していること、意見の背景にある状況や環境について相互理解がされていること、安全で安心な場所で意見を表明する機会があること、意見を表明するときに安心して自分の考えや気持ちを表わすことができる状態が確保されること、自分が伝えやすい表現方法で伝えることができること等が必要です。

しかし、こども・若者が抱えている困難性や特性、置かれている状況によってはこれらの前提が満たされておらず、声をあげづらい状況にあるこども・若者もいます。そのようなこども・若者は、様々な形で思いや願いを発しているにもかかわらず、意見を聴く側の配慮が足りないことで、声を聴かれにくい状況にあります。

政策をつくる側が意識して取り組まなければ、声が聴かれず、意見が反映されにくいこども・若者がいることを理解し、全てのこども・若者が意見を表明する機会をつくり、その声を政策に活かすための努力や一人一人のニーズに配慮をすることが必要です。

(留意すべきこと)

○ 安心な環境を提供する。

安心して本音を言いやすくなる環境をつくるために、例えば当事者が信頼している人や当事者と似た経験をもつ人、支援者などが同席する環境を用意することを検討します。

○ 言語で表わされる以外の意見表明があることを理解する。

どんなこども・若者にも意思はあることを意識することが大切です。言葉だけが表現の全てではないことを認識し、表情や身振り手振り、沈黙等、あらゆる意見の表明を受けとめます。

○ 必要性に応じて、適切な代弁で補完することを検討する。

障がい等で言葉による表現が十分にできないこども・若者の場合、適切な代弁で補完します。その際には、当事者本人の意思を尊重したうえで、代弁の必要性を考えます。

○ 匿名性や秘密が守られること。

本人が秘密にしたいことを他の参加者や家族などに知られてしまうおそれがないか、参加にあたり、保護者の同意を求めることが、参加のハードルを高めないか等も確認する必要があります。

○ 権利侵害等への対応

意見を聴くなかで、こども・若者への権利侵害を発見したときに、適切な相談機関につなぎ、本人に説明することや、必要に応じて支援機関への相談をサポートします。

○ 乳幼児を一人の人間として尊重する。

乳幼児は、言葉による表現だけでなく、身体の動きや、表情、発声等によって自分の意思を表現することが多いため、意見を言えないと決めつけず、非言語的なコミュニケーションを観察し、意思を汲みとることが重要です。

「乳幼児には、慣れた場所で、イラストを見せて好きな方を選んでもらいシールを貼るなどの方法で考えを伝えてもらうことができる」

「0歳のときから、表情・目の動き、泣き声、身振り手振りで伝えている」

「まちづくりの場合、これから作るものはイメージしにくいかもしれない。既にあるものに対してモニターになってもらい、実際に体験して、楽しかった・楽しくなかったなどの意見を出してもらう方が良い場合もある」

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ 不登校から卒業後ひきこもりになっているこども・若者や、学校や会社などどこにも所属しておらず、孤立してしまっているこどもや若者の意見を汲みとる方法を、色々な機関が横断的に協力して、確立してもらいたいです。

(付属機関等におけるこども・若者の意見の聴取及び反映)

第14条 付属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。）は、こども・若者施策その他こども・若者の意見を反映させることが適当な施策の調査、審査、審議等を行うときは、こども・若者が会議に出席する機会を設けることその他の方法によりこども・若者の多様な意見を聴取し、当該意見が調査、審査、審議等に反映されるよう努めるものとする。

2 市長その他付属機関等の委員を委嘱する権限を有する者は、こども・若者施策の調査、審査、審議等を行う付属機関等の委員の委嘱に当たっては、公募等によりこども・若者を当該委員として委嘱するよう努めなければならない。

【趣旨】

付属機関等とは、政策を立案するときなどに、専門家や関係者の意見を広く聴き、様々な角度から十分に議論をするために設置するものです。付属機関等のこども・若者施策に関する審議にこども・若者の意見を反映することを規定しています。

【解説】

審議会など市の付属機関等の委員等として、こども・若者を登用するよう努めることを定めています。委員等として委嘱する方法以外にも、現状の施策について希望や課題、ニーズを聴いたり、課題解決のアイデアを募るなど、こども・若者の意見を聴く機会を設けて、受けとめた意見を審議会等に報告することで、審議等に反映する方法なども考えられます。こども・若者を委員等として登用する方法は、こども・若者と関係性をつくりながら、継続的に情報提供を行ったり学習の機会を設けることができるという利点があります。それにより、こども・若者が、市の政策について理解を深め、対話を重ねながら、政策の策定や実施、評価を行うことが期待できます。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ◇ 審議会等の目的や求められる専門性によると思いますが、可能な限り委員としてこども・若者に参画してもらいたいです。こども家庭庁の取り組みでも高校生委員が活動しており、18歳以上に限定する必要はないと考えます。

(人材育成)

第15条 市は、こども・若者が参加しやすい安全かつ安心な場づくり並びにこども・若者の意見の形成及び表明を支援する人材の確保、養成等に必要な取組を推進するものとする。

【趣旨】

こども・若者からの意見聴取にあたっては、こどもや若者が意見を言いやすい環境づくりや、こども・若者の意見を聴く職員等の姿勢、さらに、こども・若者と近い目線でこども・若者を支え、こども・若者の声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割が重要です。本条では、こども・若者の意見の形成や表明を支援する人材を確保することや養成に必要な取組を進めることを定めています。

【解説】

こども・若者が参加する場は、安全で安心であることが求められます。まず、こども・若者に関わる職員などに「子どもの権利条約」や「こども基本法」を周知啓発し、こども・若者の権利を侵害する行為やリスクを防ぎ、安全で安心な場づくりのためのルールを共有する必要があります。「こども・若者による意見表明の条例検討部会」では、市の若手職員が各グループのファシリテーターとして参加し、参加者が安心して意見を表明できる場づくりに取り組みました（P42参照）。このような実践・経験を積み重ねながら、専門家による研修等を行うことで人材育成を進めます。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

- ✧ こども・若者を対象とするワークショップは、ファシリテーターが担う役割が非常に重要です。
- ✧ ファシリテーターを務める職員が、家庭で育児や介護のケアワークを担っている場合、一時保育を行うなど、参加者だけでなくファシリテーターが参加しやすい環境にも配慮する必要があります。

こども・若者の意見表明をサポートする人材や役割

- ファシリテーター：参加者が話しやすい雰囲気をつくり、参加者の意見を引き出す、公平な発言機会となるよう進行、情報を整理する。
- 記録係：意見をホワイトボード等に記録し、可視化する。書き出すことでおとなが意見を正しく受け止めたか確認する役割も果たす。
- サポーター：大学生や同じ経験をもつユース等、こども・若者と近い目線・価値観で意見の表明を支える。
- 代弁者：意見を表明しにくいこども・若者の意見を聴き取り的確に代弁する。

「まずは個々人に寄り添うことのできる支援者を(専門職やボランティアなど)付ける仕組みが必要。そして、支援者と市がしっかり連携すること」
「タイミングや場所に配慮したうえで、親身になって聴いてくれる人がいれば良い」

(周知啓発)

第16条 市は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について、こども・若者、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が理解を深められるよう、周知及び啓発を行うものとする。

2 育ち学ぶ施設は、自らの施設におけるこども・若者への意見聴取及びこども・若者の参加に関する取組について、広く周知するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条例の目的や重要性などについて、市が周知啓発することを規定しています。第2項では、育ち学ぶ施設は、自らの施設で実践しているこども・若者の意見聴取や参加の取組を、他の施設や、市民等に広く周知するように努めることとしています。

【解説】

条例の内容や子どもの権利条約、こども基本法をはじめとするこども・若者の権利について市民が理解を深め、こども・若者自身が権利について学習することの意義を考えると、周知啓発の役割が大変重要です。市が行う周知啓発の対象は、こども・若者、保護者、学び育つ施設で働く人、市の職員、地域活動を行う住民など幅広い市民等です。対象に応じて媒体や手法を工夫しながら、効果的に周知していく必要があります。条例の内容を分かりやすく説明したパンフレットの作成、学校園所を通じた周知、広報誌への掲載、講演会や研修会の開催など、様々な方法を組み合わせて周知啓発を行います。

市外の学校などに通っているこども・若者に対しては、市広報誌や市ホームページに加え、市の公式 SNS 等も活用して情報発信をしていきます。また、多言語への対応について、自動翻訳ツール等の活用を検討します。

声の聴かれにくい状況にあるこども・若者には、年齢や発達段階に加え個別の状況に応じた配慮が必要であることから、こども・若者の状況を勘案しながら、情報の伝え方、わかりやすい表現や資料を工夫します。

「(仮称)こども参加条例検討部会」の意見

☆ 周知啓発する対象の中でも、特に市の職員への周知啓発の重要度は高いと考えます。

(推進体制)

第17条 市は、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するために必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

条例に基づき市がこども・若者の意見の聴取及び反映、人材育成、周知啓発、評価と検証などの取り組みを総合的に推進するために、必要な体制を整備することを規定しています。

【解説】

こども・若者の意見反映については、こども分野、教育分野、福祉分野など各担当部署が各々行うのではなく、部署ごとに連携して行い、その知見等を共有することが重要です。また、こども・若者の参画を中心的に担う部署が、市内のこども・若者の条例に基づく取り組みの進捗状況を把握し、継続的にこども・若者の意見を聴き、反映する取組を市内全体で推し進めていく必要があります。その際には、担当部署が中心となって、市内全体で意義の理解や取り組みが進むよう、職員啓発に取り組むことも求められます。

(計画への反映及び実施)

第18条 市は、こども・若者施策に関する計画の策定及び推進に当たっては、第4条に規定する権利を実現するために必要な施策を反映し、及び実施するものとする。

【趣旨】

こども・若者施策に関する計画に、こども・若者の意見表明権を実現するために必要な施策を反映し、実施することを規定しています。

【解説】

本市では、こども・若者に関わる計画として「市こども・若者未来計画」を策定しています。こども・若者未来計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の5法に基づく計画として位置付けています。

こども・若者未来計画に、本条例に基づく市の取り組みを明記し、計画的に推進します。また、計画の策定や改定にあたり、こども・若者を対象とするアンケート、タウンミーティング、パブリックコメントなどを実施し、こども・若者の意見を反映させた計画を策定します。

(評価と検証)

第19条 川西市子ども・若者未来会議条例（平成25年川西市条例第18号）に基づき設置される川西市子ども・若者未来会議は、市が実施することども・若者の意見表明・参加の機会に関する施策に対する評価及び検証を行うものとする。

【趣旨】

条例に基づく取り組みを着実に進めるために、実施内容の評価と検証について規定しています。

【解説】

市は、こども・若者の意見表明・参加の機会に関する施策と指標を「市こども・若者未来計画」に明記します。同計画に定める、成果目標の達成状況、各施策の進捗状況、課題等を取りまとめ、市としての評価を行い、川西市子ども・若者未来会議に報告します。同会議において専門的な見地から評価・検証を行います。評価・検証を通じて把握した課題等を踏まえて、事業の見直しや新規事業の検討を行い、PDCAサイクル※を回していきます。

また、こども・若者の意見反映の取り組みは、実践を積み重ねながら拡充していくことが考えられます。個々の意見を聴く取組については、その都度、参加したこども・若者や関係した職員・外部協力者の視点から定性的に評価し、次の意見を聴く機会に向けた改善点を整理します。

あわせて、意見反映の取組が進んでいるか、市の組織全体でこども・若者の意見を聴いて反映する取組の状況を把握し、こども・若者の意見を聴く事業数の増加や取組を実施する部署数の増加、こども・若者の関わり方の変化や意見反映状況等を定量的に評価し、進捗を把握します。

取組状況を可視化して、庁内で共有することで改善点の話し合いに活用したり、こども・若者へのフィードバックやより良い意見反映の場づくりに活かしていきます。

※PDCAサイクル…「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つ

(こども・若者の権利擁護及び救済)

第20条 本市内のこどもは、第4条に規定する権利について、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（平成10年川西市条例第24号）第10条第1項に規定する相談及び同条第2項に規定する擁護及び救済の申立てをすることができる。

2 こども・若者は、第4条に規定する権利について、市に相談し、並びに擁護及び救済の申立てをすることができる。

3 市は、前項の規定による相談並びに擁護及び救済の申立てがあった場合は、当該申立てに係る事情を聴取し、必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

こども・若者の意見表明権が侵害された場合に、侵害された状態からこども・若者を守ったり、救済するために市がすべきことを規定しています。

【解説】

本条例第20条における川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下「子どもの人権オンブズパーソン条例」)に関する規定は、確認的な意図によるものであり、子どもの人権オンブズパーソン条例で定める内容(市長の附属機関としてのオンブズパーソンの独立性、中立性、その職務内容、権限等)に変更を加えたり、影響を与えるものではありません。

その前提のもと、「本市内のこども」が、オンブズパーソンに相談や権利擁護・救済を申立てることができることを明記しています。従って、本市のオンブズパーソンへの申立ての範囲は第4条に規定する内容のみに限定するものではありません。第20条第1項は、本条例に基づく意見表明権の権利擁護及び救済に関する子どもの人権オンブズパーソン制度の活用について、あらためて明確にするために示しているものです。

なお、子どもの人権オンブズパーソン条例では、「子ども」を「子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則に定める者」(条例第3条1項)と定義しており、「規則に定める者」とは「年齢が18歳又は19歳で、18歳未満の者が在学する学校に在学しているもの」(条例施行規則第3条)です。なお、運用においては、「学校」は高等学校だけに限定するものではなく、不登校やひきこもり状態にあって18歳に達した者や、障害を持つ未成年者等については、そのおかれている実情を考慮できるよう適切な運用が図られています。

第2項で、こども・若者は、意見表明権が侵害された場合に、市に相談や権利擁護・救済の申立てができることを定めています。第1項において、子どもの人権オンブズパーソン条例に基づき、「子ども」を権利行使の主体者として位置付け、自己の擁護や救済を求める権利を保障しているのに対し、第2項では、子どもの人権オンブズパーソン条例における対象から原則的に外れる「若者」の意見表明権に関する権利擁護・救済を保障しようとするものです。ただし、前述したように川西市オンブズパーソン条例は、18歳以上であっても実情を考慮した運用が図られています。また、当然のことながら、「こども」が市に相談したり、権利擁護及び救済の訴えをすることも可能です。

第3項では、第2項に基づく申し立てがあった場合、執行機関である市は、事情を聴き取り、必要な手続き(措置)をとる必要があることを規定しています。

第2項で規定するこども・若者の意見表明に関する様々な相談については、こども・若者施策担当部署が窓口となります。市が計画や実施する事業や施設などに関して、こども・若者から申し立てがあった場合、まず、こども・若者施策担当部署の職員が、こども・若者の気持ちに寄り添い事情を聴き取ります。そのうえで、関係部署等に状況の確認や調整を行い、こども・若者の権利擁護及び救済に向けて適切に対応します。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

（子どもの人権の尊重）

第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

（定義）

第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例の策定経過

Ⅰ. (仮称) こども参加条例検討部会

(1) 委員名簿

No.	氏 名	所属・役職等
1	玉木 健弘	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 准教授
2	小野 セレスタ 摩耶	同志社大学 社会学部 准教授
3	川中 大輔	龍谷大学 社会学部 准教授
4	藏原 亜紀	NPO 法人育ちあいサポートブーケ 代表理事
5	大西 僚	NPO 法人百生一輝 理事
6	高田 浩行	川西市社会福祉協議会 事務局長

(敬称略)

(2) 審議経過

回数	開催日	議 事
第1回	令和6年 3月11日 (月)	・ こども・若者の意見表明の現状把握について ・ (仮)こども・若者による条例検討部会の設置及び 今後のスケジュールについて
第2回	令和6年6月 11日(火)	・ こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・ こども・若者の意見表明に関するアンケート調査結果の 報告について ・ 関係団体へのヒアリング経過報告について
第3回	令和6年7月 22日(月)	・ こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・ 関係団体へのヒアリング経過報告について ・ (仮称)こども参加条例 条文構成案について
令和6年8月11日(日) 第3回 こども・若者による意見表明の条例検討部会への参加 ・各グループにメンバーの一員として参加し、こども・若者の声を直接聞いたり、意見交換を行った		
第4回	令和6年8月 11日(日)	・ こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・ 関係団体へのヒアリング経過報告について ・ (仮称)こども・若者参加条例 条文構成案について
第5回	令和6年9月2 日(月)	・ こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・ (仮称)こども・若者参加条例 条文案について
第6回	令和6年10月 8日(火)	・ こども・若者による意見表明の条例検討部会について ・ (仮称)こども・若者参加条例案について

2. こども・若者による意見表明の条例検討部会

無作為で抽出した9～29歳の1,000名に対して、部会参加募集のチラシをアンケート調査の送付に併せて送付した。

(1) 参加申込51名（内訳：小学生12名、中学生17名、高校生12名、18歳以上10名）

(2) 全体進行ファシリテーター ^{わたなべ} 渡邊 ^{みつよし} 充佳 氏（社会福祉士・公認心理師）

・2008年7月～2017年3月：川西市子どもの人権オンプズパーソン 調査相談専門員

・2023年10月～：合同会社エンパワメント&アドボカシーサービス・ハルジオン 代表社員
こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン

(3) テーブルファシリテーター

こども未来部	副部長 増田 善則
こども政策課	主査 中村 陵、主査 窪田 裕一 課員 坂本 拓麻、課員 瀧田 富子
こども支援課	主査 浮城 裕史、課員 上野 裕也
総務部	資産税課 課員 森本 凌史
市民環境部	産業振興課 課員 矢追 優也
教育推進部	教育保育課 主査 野田 悠介

(4) 開催概要

回数	開催日	内 容	参加者数
第1回	令和6年6月29日（土）	・「子どものけんり なんでやねん！すごろく」の実施 ・「なんでやねんの木」の作成 など	37名
第2回	令和6年7月27日（土）	・「夢と希望の島」の作成 ・「意見を言いやすいとき、言いにくいときはどんなとき」 など	25名
第3回	令和6年8月11日（日）	・「市役所をもっと身近に」感じるためには？ など ※(仮称)こども参加条例検討部会委員が各グループのメンバーの一員として参加	32名
第4回	令和6年9月14日（土）	・条例の条文と前文について ・「意見を伝えるとき、おとなやまわりの人に大切にしたいことは？」 など	31名
第5回	令和7年3月29日（土）	・「条例を、誰に伝えたい？何を伝えたい？どうやって伝える？」	30名

※各回の実施内容の詳細については「こども・若者ミライ NEWS」参照

3. こども・若者の意見表明に関するアンケート調査

(1) 調査概要

ア. 調査の目的

こどもや若者が日常生活の中で自分の意見や考えを表明することに対する考え方を把握し、条例策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施。

イ. 調査対象

下の3つの区分について、無作為に対象者を抽出。

- ・こども（0～8歳）：市内にお住まいの0歳から8歳までのお子さんの保護者
- ・こども・若者（9～29歳）：市内にお住まいの9歳から29歳までの方
- ・おとな（30歳以上）：市内にお住まいの30歳以上の方

ウ. 調査期間

令和6年5月1日から令和6年5月19日

エ. 調査方法

郵送による回答依頼・インターネットによる回答

オ. 回答状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
こども（0～8歳）	500 通	260 通	52.0%
こども・若者（9～29歳）	1,000 通	183 通	18.3%
おとな（30歳以上）	1,000 通	317 通	31.7%

(2) 調査結果

「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 結果報告書」参照

4. こども・若者の意見表明に関する支援者アンケート及びヒアリング

声を聴かれにくい状況にあるこども・若者については、関係団体等へのアンケート及びヒアリングを通じて現状を把握するとともに、声や意見を聴くための工夫や手法の検討につなげることを目的に実施。

(1) 支援者アンケート

ア. 調査対象

次の施設や団体などでこども・若者の支援をしている担当者や責任者、施設長など

- ・小学校、中学校（校内サポートルーム、特別支援学級を含む）
- ・特別支援学校

- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園
- ・ 子ども食堂、学習支援の運営団体
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス
- ・ 主任児童委員
- ・ 地域子育て支援拠点
- ・ 学びのスペース「セオリア」
- ・ かわにしファミリーサポートセンター
- ・ 外国にルーツを持つこどもの支援団体 など

イ. 調査期間

令和6年7月から8月

ウ. 調査方法

各施設などへ回答依頼・インターネットによる回答

エ. 回答状況

有効回答数：240 件

オ. 調査結果

「こども・若者の意見表明に関する支援者アンケート結果」参照

(2) 支援者ヒアリング

ア. 対象及び実施状況

対象施設・団体・相談事業	対象者	ヒアリング 実施回数
小学校（校内サポートルーム・特別支援学級を含む）	不登校支援・生徒指導・特別支援等の教職員、養護教諭、外国にルーツを持つこどもの担当教職員	2
中学校（校内サポートルーム・特別支援学級を含む）	不登校支援・生徒指導・特別支援等の教職員、養護教諭、外国にルーツを持つこどもの担当教職員	1
特別支援学校	教職員等	2
保育所・認定こども園・幼稚園	保育士等	1
子ども・若者総合相談（市の相談事業）	相談員	1
家庭総合相談・教育相談（市の相談事業）	相談員・スクールソーシャルワーカー	2
子ども食堂・学習支援の運営団体	団体から選出	1
児童発達支援、放課後等デイサービス	保育士、相談支援専門員	1
主任児童委員	主任児童委員	1
人権相談（市の相談事業）	相談員	1

イ. 実施期間

令和6年6月から8月

ウ. 実施方法

支援者に対しグループヒアリング形式で実施

エ. ヒアリングの助言及び支援

渡邊 充佳 氏

オ. ヒアリング項目

- ・ こども・若者の声の聴かれにくさの背景や要因、意見表明ができているか
- ・ こども・若者に意見を聴く手法、誰が誰に聴くのか、場所や環境
- ・ 支援者がこども・若者の意見や考えを汲み取るうえで大切にしていること
- ・ こども・若者の意見や考えを汲み取るために市に必要なだと思うこと
- ・ (仮称) こども参加条例やこども・若者の意見表明についての自由意見

カ. ヒアリング結果

「こども・若者の意見表明に関する支援者ヒアリング結果」参照

「『(仮称)こども参加条例検討部会』の意見」及び「支援者の声」の内容は、議事録に基づき事務局でまとめたものであり、文責は市にあります。

【参考文献】

- 「こども基本法の施行について」（こ総政第2号）令和5年4月1日こども家庭庁長官通知
- 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」令和6年3月 こども家庭庁
- 「ハンドブック 子どもの人権オンブズパーソン」2001年発行 川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局編 明石書店
- 「子ども参加のための9つの基本的要件」2021年発行 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- 「安心安全な子ども参加のための実践事例集 ～特に自治体において子ども参加を進めるために～」2024年7月12日発行 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- 公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

令和7(2025)年8月(第1版)
川西市 こども未来部 こども政策課